

令和8年度

巡視船しれとこ臨時修理
(油圧装置)

第一管区海上保安本部

第一章 一般

1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施行し、所要の検査に合格しなければならない。

なお、検査に関する手続きは、請負者が行うものとする。

2 この修理の施行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

4 請負者は、官が必要と認めてその旨を指示したときは、工程表を提出し、その承認を受けなければならない。

5 本修理施工に当たり、貸与品又は官給品のある場合、請負者は監督職員（検査職員）の立会い及び指示を受け、次のとおり処理するものとする。

(1) 引渡しの場合において必要と認めるとき、立会いを受けること。

(2) 請負者の保管又は使用状況については、監督及び指示を受け措置をすること。

(3) 貸与品又は官給品の使用が終了した場合には、官給（貸与）物品精算書を一部提出し、確認を受けるとともに、残余物品（返還物品）を指示する場所に引渡すこと。

6 この修理で撤去品又は副生品が発生した場合は、請負者は次のとおり処理するものとする。

(1) 撤去品等発生通知書に監督職員（検査職員）の確認を受け、契約担当官に提出すること。

(2) 当庁より指示のあるまで請負者の工場に保管し、預り証2部を監督職員（検査職員）の確認を受け、契約担当官に提出すること。

7 この修理期間中の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員等の責に帰すべき場合を除き、請負者がその責に任ずるものとする。

8 本仕様の修理開始日は、契約日からとし、

引渡し期限は、令和8年9月30日までとする。

9 修理履行場所は、小樽港内に係留中の巡視船しれとこ船内で行うこととする。

10 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

第二章 仕様

※ 本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載の無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 油圧装置

巡視船しれとここに設置している各油圧装置について、次のとおり修理する。

なお、各修理に必要な漏油防止措置については付帯とする。

- (1) 右舷 (Fr 38 付近) に設置している搭載艇揚卸装置 (株式会社関ヶ原製作所製、PK40002MB) 1基について、分解、次の部品を取替え、復旧、作動確認する。

なお、官給する第1伸縮シリンダー (CPUP0142) 1本について、次の保管場所から輸送する。

【取替部品】

- ・ロータリージョイント (PK40002MB用) 1個
- ・ウェイト (PK40002MB用) 1個

【取替部品】 (官給品)

- ・第1伸縮シリンダー : CPUP0142 1本

【保管場所】

〒040-8605

オールブルー株式会社

住 所 : 北海道釧路市宝町2番13号

TEL : 0154-64-1836

- (2) 船尾 (Fr 60 付近) に設置している係船機 (東京機器株式会社製、HMW-4612-1M-L) 2基について、分解、次の部品を取替え、復旧、作動確認する。

なお、自動二速切替弁及び流量スプールは流用するものとする。

【取替部品】

- ・油圧モーター : HMKC046T3 2式
- ・操作弁 : MSVSP-06C-50 2個